

議案第 8 0 号

総社市清音福祉センター条例の一部改正について

総社市清音福祉センター条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 2 4 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

事業内容等の規定を清音福祉センターの実状に則したものに改めるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市清音福祉センター条例の一部を改正する条例

総社市清音福祉センター条例（平成１７年総社市条例第１２４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条，項及び号の表示に下線が引かれた条，項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には，当該移動条号を当該移動後条項等とし，移動条号に対応する移動後条項等が存在しない場合には，当該移動条号（以下「削除条号」という。）を削り，移動後条項等に対応する移動条号が存在しない場合には，当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には，当該改正部分を削り，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（設置） 第１条 保健福祉の充実を図るとともに，市民の協力のもとに広範な保健福祉活動を助長し，健康で明るい福祉のまちづくりを推進するため，清音福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。 （施設） 第３条 センターに次の施設を置く。 （１）略 <u>（２）略</u> （施設の事業） 第４条 前条に掲げる<u>施設において実施する事業</u>は，それぞれ次のとおりとする。	（設置） 第１条 <u>総社市における</u>保健福祉の充実を図るとともに，市民の協力のもとに広範な保健福祉活動を助長し，健康で明るい福祉のまちづくりを推進するため，清音福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。 （施設） 第３条 センターに次の施設を置く。 （１）略 <u>（２）デイサービスセンター</u> <u>（３）略</u> （施設の事業） 第４条 前条に掲げる事業は，それぞれ次のとおりとする。

改 正 後	改 正 前
(1) 保健福祉センター ア 生活及び身上等に関する相談に関する事。 イ及びウ 略 エ 生業及び就労等の相談に関する事。 オ <u>身体</u>の後退機能回復訓練に関する事。 カ 教養の向上及びレクリエーション等に関する事。 キ その他福祉増進のため必要な事業に関する事。	(1) 保健福祉センター ア <u>高齢者</u>の生活及び身上等に関する相談に関する事。 イ及びウ 略 エ <u>高齢者</u>の生業及び就労等の相談に関する事。 オ <u>高齢者</u>の後退機能回復訓練に関する事。 カ <u>高齢者</u>の教養の向上及びレクリエーション等に関する事。 キ その他<u>高齢者</u>の福祉増進のため必要な事業に関する事。 (2) <u>デイサービスセンター</u> ア <u>生活指導に関する事。</u> イ <u>養護に関する事。</u> ウ <u>健康チェックに関する事。</u> エ <u>日常動作訓練に関する事。</u> オ <u>家庭介護者教育に関する事。</u> カ <u>送迎に関する事。</u> キ <u>入浴サービスに関する事。</u> ク <u>給食サービスに関する事。</u> ケ <u>スポーツ・レクリエーションに関する事。</u> (3) 福祉センター作業所 ア 高齢者及び<u>身体障害者</u>の生きがいづくりに関する事。 (運営の基本) <u>第5条 センターは、第3条に掲げる施設の相互連携を密にして一体的・有機的に運営しなければならない。</u> (職員) <u>第6条 センターに必要な職員を置くことができる。</u> (使用者) <u>第7条 センター及びこれに附属する設備・器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u> (使用許可の条件) <u>第8条 市長は、前条の使用許可に当たっては、使用の目的、使用期間及び時間等について、管理上必要な条件を付すことができる。</u> (使用の制限)
(2) <u>福祉センター作業所</u> ア 高齢者及び<u>身体障がい者</u>の生きがいづくりに関する事。	
(使用許可) <u>第5条 センターの施設及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 市長は、前項の許可に関し、管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u>	
(使用許可の制限)	

改 正 後	改 正 前
<u>第6条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を許可しない。 (1) 及び(2) 略 (3) 政党、<u>政治又は宗教活動を目的とするとき。</u> (4) <u>その他管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。</u> <u>(目的外使用の禁止等)</u> <u>第7条</u> 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。 <u>(使用許可の取消し等)</u> <u>第8条</u> 市長は、使用許可後において次の各号のいずれかに該当するときは、<u>その使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、停止し、若しくは退去を命ずることができる。</u> <u>(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。</u> <u>(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。</u> <u>(3) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。</u> <u>2 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。</u>	<u>第9条</u> 市長は、<u>センターを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しない。</u> (1) 及び(2) 略 (3) 政党・政治・宗教活動を目的とするとき。 (4) 管理上支障があるおそれがあるとき。 <u>(5) その他市長において不相当と認めるとき。</u> <u>(目的外使用の禁止)</u> <u>第10条</u> <u>使用者は、目的以外に使用してはならない。</u> <u>(使用許可の取消し等)</u> <u>第11条</u> 市長は、使用許可後において第9条の規定に該当すると認められるときは、使用許可を取り消し、使用を制限し、<u>又は使用中であってもセンターから退去を命じるものとする。</u> <u>(使用者の義務及び責務)</u> <u>第12条</u> <u>使用者は、常に施設等を最善の注意を払い使用しなければならない。</u> <u>2 使用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設等を破損した場合は、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担するものとする。</u> <u>3 使用者は、センターの使用が完了したときは、その使用した施設等を清掃・整理整頓し、原状に回復しなければならない。</u> <u>(使用料)</u> <u>第13条</u> <u>浴室を使用しようとする者は、1回につき100円の使用料を支払わなければならない。</u>

